

### (3) 文化芸術のグローバル展開の推進

日本文化を戦略的に発信し、文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進及び国家ブランド構築への貢献を図ります。具体的には、トップレベルのアーティスト等を発掘しグローバルに活躍するための総合的な支援、国内外で開催する国際共同製作による公演等への支援、新進の芸術家等を対象とした研修や公演・展示会等への参加・実施に対する支援、活字コンテンツ、映画等の海外展開に対する支援などを行います。また、「国際文化交流に祭典の実施の推進に関する法律」に基づき、平成31年3月に閣議決定された「国際文化交流の祭典の推進に関する基本計画」を踏まえ、日本で行われる世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進します。併せて、我が国をアートの国際発信拠点とする取組として、国際的なアートフェア誘致を目指した我が国のアートシーンの国際発信や国際的なイベントにおけるアートの国際発信等を推進します。

### (4) 国際文化交流・協力の推進

日中韓やASEAN+3といった枠組での文化に関する国際的な閣僚級会合への積極的な参加を通じて、国際文化交流・協力の推進と文化面での日本のプレゼンス向上を目指します。特に日中韓文化大臣会合の下では、3か国から毎年都市を選定し、様々な文化芸術イベントを通じて都市間で交流を行う「東アジア文化都市」事業等の実施を通じて、東アジア諸国との交流の拡大に努めます。

また、我が国の技術や知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献します。



写真①：第14回日中韓文化大臣会合(2023)



写真②：アルメニア共和国における文化遺産保護のための人材育成拠点交流事業（写真提供：佐賀大学）

### (5) 「日本博 2.0」の推進について

「日本博 2.0」は、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けて、最高峰の文化資源を磨き上げるとともに、戦略的なプロモーションを推進し、年間を通じてインバウンド需要に的確に 대응するために展開するプロジェクトです。これらの実施を通じて、訪日機運の醸成と万博から現地への誘客を図っていきます。

### (6) 興行入場券の適正な流通の確保

近年、興行入場券の高額転売が社会問題となっていることを踏まえ、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」が平成30年12月に成立し、令和元年6月14日から施行されました。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進します。

## 8 舞台芸術活動等の推進

### (1) 舞台芸術等の創造活動への効果的な支援

我が国の舞台芸術の水準を向上させるとともに、より多くの国民に対して優れた舞台芸術の鑑賞機会を提

供するため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能といった公演活動について支援を行っています。また、我が国の優れた舞台芸術を世界に発信するための取組に対して支援を行うことで、国際発信力を強化し、国際文化交流を推進しています。このほか、「文化庁芸術祭」を毎年秋に開催しています。

さらに、次代の文化芸術を担う新進芸術家等に対し高度な技術・知識を習得させるための事業や大学の有する資源を積極的に活用し、アートマネジメント人材や新進芸術家等を育成する事業のほか、若手芸術家が海外での実践的な研修に従事する機会を提供する等の人材育成に取り組んでいます。



文化庁芸術祭オープニング・オペラ公演  
「修道女アンジェリカ／子どもと魔法」

## 9 メディア芸術の振興

### (1) アニメーション・漫画などの メディア芸術の振興

我が国のアニメーション、マンガ、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術は、その作品を通じて広く国民に親しまれるとともに、海外で高く評価され、我が国への理解や関心を高めています。

これらのメディア芸術を一層振興するため、創作活動への支援、人材育成などに重点を置いて、施策の充

実を図ります。

具体的には、我が国のメディア芸術分野における優秀な若手クリエイターやアニメーターの育成支援等を通じ次世代を担う人材の育成や水準の向上に努めているほか、メディア芸術作品の収集・保存・活用の取組を推進しています。

### (2) 日本映画の振興

映画は、演劇や音楽、美術等の諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着している、国民的な芸術文化です。

文化庁では日本映画の振興のため、優れた日本映画の製作支援等を通じて創造活動を促進するほか、国内外の映画祭等における積極的な発信・海外展開・人材交流を行うとともに、日本映画の魅力や多様性を強化し、その基盤を維持するため、映画に関わる人材育成を行っています。

## 10 生活文化等の振興と保護

### (1) 生活文化等の振興と保護

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、また、それを支えるものとして機能しています。和装や茶道、食文化など外国人がイメージする日本文化として我が国の魅力を高めるとともに、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、これら生活文化の振興と保護を図るため、生活文化の各分野についての実態調査等を行っています。

令和6年度はこれらの調査をさらに進めつつ、令和3年の文化財保護法改正により創設された無形の文化財の登録制度を活用し、生活文化分野の認知向上や普及啓発等に取り組むとともに、分野の活性化や新たな需要創出等に向けた事業を実施していきます。

## (2) 食文化の振興・普及

南北に長く四季があり、海に囲まれている日本には、諸外国の文化を巧みに受け入れながら、豊かな風土や人びとの精神性、歴史に根差した多様な食文化が存在しています。文化庁では、このような日本の食文化を次の世代へ継承するために、文化財保護法に基づく保護を進めるとともに、各地の食文化振興の取組に対する支援や、食文化振興の機運醸成に向けた情報発信等を行っています。

令和6年度は、引き続き、これらの取組を進めるとともに、「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運醸成等を通じ、国内外に食文化の魅力を発信していきます。

活動に触れる機会の醸成に取り組んでまいります。



令和5年度「CONNECT⇄」より「うずうず広場」

# 11 文化芸術による共生社会の実現

## (1) 障害者等による文化芸術活動の推進

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく国の第2期基本計画（令和5年3月策定）に則り障害者の文化芸術活動の推進に関する施策に総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

具体的には、障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表の機会の確保、作品等の評価を向上する取組のほか、文化芸術へのアクセス改善、支援人材の育成、鑑賞に配慮した取組や利用しやすい環境づくりに係る研修や地方自治体に対する支援、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等を推進していきます。

さらに、国立美術館・博物館で、障害者手帳を持つ人について展示会の入場料を無料としているほか、令和6年度の税制改正において、バリアフリー改修を行う劇場・音楽堂等に対する税制上の特例措置を延長しています。こうした取組を通じて、あらゆる人が文化芸術

## (2) アイヌ文化の振興

令和2年7月、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、「アヌココロ アイヌ イコロマケナル（国立アイヌ民族博物館）」を中核施設とする「ウアイヌココタン（民族共生象徴空間）」（愛称：ウポポイ）が北海道白老町に開業しました。

国立アイヌ民族博物館は、先住民族アイヌを主題とした我が国初の国立博物館であり、「私たちのことば」など「私たちの」で始まる六つのテーマで、アイヌの人々の視点から紹介する基本展示をはじめ、体験キットを手にとって理解を深める探究展示“テンパテンパ※”、高精細の映像が楽しめるシアター、テーマ展示や特別展示等を通して、アイヌの歴史や文化を総合的・一体的に紹介しています。

また、アイヌ語の振興の観点から、館内ではアイヌ語を第一言語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用するとともに、最大8言語にも対応しています。（詳細はこちらを御覧ください。<https://nam.go.jp/>）  
※テンパテンパとは、「触ってね」という意味のアイヌ語）



国立アイヌ民族博物館

### (3) 多様な文化を生かした地域づくり

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方公共団体を支援し、国全体が活性化するための基盤づくりや、地方公共団体が主体となって、地域住民やアーティスト、地域の芸・産学官と共に実施する地域の文化芸術資源を活用した文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な取組を支援しています。

また、アーティストの創造力を活用した特色ある地域活性化を図るため、文化芸術団体等が国内外のアーティストを招へいして実施する、地域住民等と協働した創作や研究・調査、発信に係る地域滞在型の取組について支援しています。

国民文化祭は、地域の文化資源等の特色を生かし、一層の地域の文化の振興に寄与するため、観光をはじめとした様々な施策と有機的に連携した文化の祭典であり、文化庁と都道府県等との共催により昭和61年度から開催しています。

令和6年度は、「ともに・つなぐ・みらいへ ～ 清流文化の創造～」をキャッチフレーズに、「第39回国民文化祭」が10月から岐阜県において開催されます。



「清流の国ぎふ」文化祭2024 マスコットキャラクター ミナモ

## 12 社会の変化に対応した 国語に関する施策の推進

### (1) 国語施策の推進

国語に関する問題は、文化審議会国語分科会（前身

は国語審議会）が中心となって検討を行い、様々な改善を図っています。具体的には、一般の社会生活での国語の使用に関する目安又はよりどころとして、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを制定してきました。最近では令和3年3月に、「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」と「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」を公表しました。このうち、公用文に関する報告に基づき、令和4年1月に文化審議会から文部科学大臣に対し「公用文作成の考え方」が建議されました。この建議については、同月に閣議での報告を経て、内閣官房長官から各国务大臣に宛てて、周知依頼の通知が出されています。

<参考：「公用文作成の考え方」（文化庁 HP）>

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/93657201.html>

令和4年度には、今後検討すべき国語施策上の問題を整理するとともに、急ぎ取り組むべき課題としてローマ字のつづり方に関する問題の審議を始めました。これを受け、令和5年度にはローマ字のつづり方に関する審議が本格化しています。令和6年度も、社会の実態や国民の意識を調査し把握しながら、引き続き検討することとしています。

また、毎年実施しているものとして、最新の施策について周知・協議する「国語問題研究協議会」、人々の国語に関する意識を調査する「国語に関する世論調査」があります。加えて、令和5年度からは、国語に関する問題や考えを直接国民から聴取する「国語課題懇談会」を新たに開始しました。これらは、人々の国語に対する関心と理解を深めることを目的としたもので、令和6年度も実施します。このほか、文化庁ウェブサイトでも、国語に関する情報の充実を図ってきました。「国語施策情報」で過去からの現在までの資料等を閲覧できるようにするとともに、動画集として「国語施策の紹介」「敬語おもしろ相談室」「ことば食堂へようこそ!」を公開しています。令和6年度からの新規の取組として、言葉に関する疑問を感じたときに参考にさせていただけるページの作成、公開を予定しています。

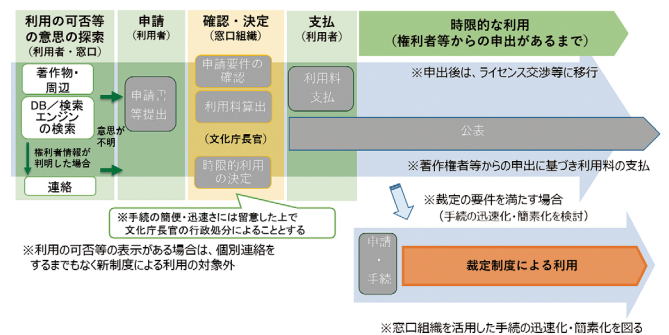
さらに、平成 21 年2月にユネスコが消滅の危機にある言語として発表した、国内のアイヌ語など八つの言語・方言、加えて東日本大震災の影響が懸念される被災地の方言の保存・継承のための調査研究や取組支援を行っています。令和6年度も引き続き、調査データが不十分な地域の方言調査や調査成果の還元をはじめ、危機言語・方言を抱える地域相互と研究者の連携を図るための協議会や危機言語・方言の状況とそれらの価値を認識する場としてのサミットの開催、アイヌ語アナログ資料のデジタル化やアーカイブ作成支援、民族共生象徴空間でのアイヌ語体験プログラムの更新を進めていきます。

そして、令和6年度からは新たに、国立国語研究所の「現代日本語書き言葉均衡コーパス」のデータを5年計画で現在の1億語規模から2億語規模に拡充する取組と、方言や言語の違いを超えて音声認識ができるシステム開発の可能性を検証する取組を予定しています。

な改正内容は以下の3点です。

### i 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等

過去の作品や一般の方が創作したコンテンツ等の円滑な利用を図るため、集中管理がされておらず、その利用可否に係る著作権者の意思が明確でない著作物等について、文化庁長官の裁定を受け、補償金を支払うことで、時限的な利用を可能とするとともに、手続の簡素化・迅速化を実現すべく、新制度の手続の事務を文化庁長官による登録や指定を受けた民間機関が担うことができるようにするものです。



## 13 新しい時代に対応した著作権施策の展開

### (1) 令和5年著作権法改正について

今日、デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等の創作、流通及び利用をめぐる状況は急速に変化しており、時代のニーズに対応した制度や環境整備が求められています。

文化審議会では、令和3年7月、文部科学大臣から「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問されたことを受け、2年間にわたり審議を行い、令和5年2月に第一次答申を取りまとめました。

【参考】文化審議会答申

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/93834701\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/93834701_01.pdf)

また、同答申に示された簡素で一元的な権利処理方針と対価還元に関する法制化の考え方等に基づいた改正著作権法が令和5年5月に成立・公布されました。主

文化庁においては、答申の方向性を踏まえて、制度の着実な実施に向けた準備を進めるとともに、著作物の権利情報をより円滑に把握できるよう、分野横断権利情報検索システムの構築に向けた検討、周知・啓発などの関連する施策に取り組んでいます。

### ii 立法・行政における著作物等の公衆送信を可能とする措置

立法・行政のデジタル化への対応を進めるべく、著作物等について、著作権者等の許諾なく、立法・行政のための内部資料として必要な公衆送信等を可能とするとともに、特許審査等の行政手続や行政審判手続についても、公衆送信等を可能とするものです。

### iii 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償の算定方法の見直し

海賊版サイトによる被害が深刻化するなか、損害賠償請求に関して、十分な賠償額が認められず、いわゆる「侵害し得」となりやすい状況であったことを踏まえ、著作権法における損害賠償の算定方法を見直すものです。

なお、上記iの改正事項は公布日から3年を超えない

範囲内で政令で定める日から施行されることとなっております。iiおよびiiiについては、令和6年1月1日に施行されております。

## (2) AIと著作権について

昨今のAIの急速な発展により、AIを利用したコンテンツの生成などが可能になってきました。このようなAIについては、社会変革に期待する声と、その利用に伴うリスクを懸念する声があります。こうした懸念やリスクに対応するため、G7における「広島AIプロセス」や、政府の有識者会議である「AI戦略会議」等において、国外・国内を問わず議論が進められてきました。

AIと著作権の関係においても、AIを適切に活用していくべきという声がある一方で、著作権が侵害される懸念があるといった声もあります。そのため、文化審議会においては、クリエイターの懸念の払拭し、AIサービス事業者やAIサービス利用者の侵害リスクを最小化できるよう、AIと著作権に関する考え方を明らかにすべく議論を行ってきました。特に、著作権法の規定により、著作権者の許諾なくAI学習に著作物等が利用できるのはどのような場合かということや、どのような場合に、AI生成物の生成・利用が著作権侵害となるかといったことについて、文化審議会の議論を経て、現時点の考え方を明らかにした「AIと著作権に関する考え方について」を取りまとめたところです。

文化庁としては、引き続き、生成AIに関する技術の進展や諸外国の動向も注視しつつ、こうした審議会の議論の成果を踏まえ、AIと著作権の関係についての考え方を理解していただけるよう、広く周知・啓発に取り組む予定です。

なお、教育機関向けには、令和5年7月に作成された「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」において、著作権保護の観点から各学校でのAI生成物の利用に関する基本的な考え方や生成AIを利用する際の留意点について記載しておりますので、指導に当たりご活用いただきたいと思います。

【参考】初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン

[https://www.mext.go.jp/content/20230710-mxt\\_shuukyo02-000030823\\_003.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230710-mxt_shuukyo02-000030823_003.pdf)

## (3) 海賊版対策について

近年のデジタルコンテンツの需要の高まりと相まって、海賊版の被害状況は過去最悪の状況となっております。

政府は、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、令和元年10月、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を作成しました。その後、令和3年4月、リーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む改正著作権法の成立・施行など各取組の進捗を踏まえて更新され、政府一丸となって実効性のある取組を進めています。

文化庁においては、国内外における著作権保護の実効性を高めるため、海外の著作権制度の整備支援、権利行使の強化、普及啓発等の取組を進めているところです。

また、文化庁では令和4年度に、高等学校を対象とした海賊版対策に係る普及教材「みんなで考えよう!著作権と海賊版」を作成し、「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」に掲載しています。著作権侵害や海賊版の問題について分かりやすく学べる教材となっておりますので、教育現場の皆様におかれましても指導にあたり是非ご活用いただきたいと思います。

【参考】インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト 教材ページ

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/teachingMaterials.html>

海賊版の被害は、日々変化してきており、継続した取組が不可欠です。今後も被害状況を踏まえつつ、必要な取組を適切に行います。

また、「海賊版は利用しない」という意識を共有することも効果的な対策です。教育現場の皆様におかれましても、海賊版ではなく正規版でコンテンツを楽しむよ

うご指導いただくようお願いいたします。

#### (4) 著作権に関する普及啓発について

デジタル社会の到来により、「著作権」は全ての国民に関係する身近な権利となり、誰もが著作権に関する知識を身につけておくべき状況となっています。特に、小学校や中学校、高等学校の学習指導要領では、音楽、美術、情報などの教科において著作権や知的財産権を学ぶことが触れられており、指導に当たる教員は、著作権に関する正しい知識を習得する必要があります。文化庁では、教職員・情報通信技術支援員（ICT 支援員）を対象とした著作権講習会をオンライン形式で開催しており、教育機関において関係する条文や授業目的公衆送信補償金制度について解説するとともに、実際の指導に役立つ実践事例なども紹介しています。

また、文化庁ホームページでは、著作権に関する学習教材を公開しています。指導に当たりご活用いただきたいと思えます。

【参考】著作権に関する教材、資料等

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>

を実施し、『宗教年鑑』として発行するほか、宗教に関する資料の収集を行っています。

#### (2) 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、またこれらの方法で対応できない場合には、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進めています。

## 14 宗教法人制度と宗務行政

我が国には、多種多様な宗教団体が存在しており、それらの多くは宗教法人法に基づく宗教法人です。文化庁では、宗教法人制度を円滑に進めるため、次のとおり様々な取組を行っています。

#### (1) 宗教法人の管理運営の推進

文化庁は、都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」